

## 臨床研究に関する情報公開について（オプトアウト）

臨床研究のうち、診療データ等の通常診療で得られた情報や検体を用いた研究については、「人を対象とする生命科学・医学系 研究に関する倫理指針(令和3年3月23日制定 令和3年6月30日施行)」により、対象となる患者さんのお一人おひとりから直接同意を得るのではなく、研究内容の情報を公開するとともに、参加拒否の機会を保障する方法がとられ、このような手法「オプトアウト」と言います。

当講座においてもこの手法を用いた複数の研究を実施しており、説明を受けたり、参加拒否したりする機会を設けております。ホームページの研究室紹介でご自分に該当する可能性あると思われる場合には、各研究のオプトアウト文書にある連絡先まで御連絡下さい。